

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から38年3月まで

地区の区長及び納税組合長をしていた父が、町役場から出張してきた職員に、私を含めた家族の国民年金保険料を納めていた。

町役場職員が年に6度は出張しており、また、父と役場職員が顔見知りでもあるので、国民年金保険料が未納であれば個人的にも知らせてくれたはずであり、申立期間について、国民年金保険料が未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、同居をしていた申立人の母及び姉は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人の父が出張してきた町役場職員に納めたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地区においては、当該職員による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和56年3月12日にA社B工場に入社し、C社グループ会社内での異動はあるものの、現在も継続して勤務している。

しかし、「ねんきん特別便」によると、昭和63年3月について、厚生年金保険に未加入となっている。これは、私が同年4月1日にグループ会社であるC社E営業所に異動になった時の手続の誤りによるものではないかと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事発令記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和63年4月1日にA社B工場からC社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険事務所の記録から、17万円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年6月26日に、資格喪失日に係る記録を同年10月21日とし、申立期間の標準報酬月額を同年6月から8月までの期間については15万円、同年9月については17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月26日から同年10月21日まで

申立期間について、A社における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書と源泉徴収票があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、A社の社員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成5年6月から8月までは15万円、同年9月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係

る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年6月から9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 52 年の夏ごろ、A 市役所に行って国民年金に加入した。その後、さかのぼって国民年金保険料を納付することができるとの話を聞いたことから、昭和 53 年夏ごろ、私の妻が A 市役所の国民年金担当窓口で、何回かに分けて合計 20 万円ぐらいを支払い、安心したことを覚えている。しかし、社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

申立期間に係る国民年金保険料については、間違いなく納付したので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳において、申立人は、昭和 52 年 4 月 15 日に国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間については未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金保険料を納付したとしている時期は、第 3 回特例納付が実施されていた時期であるものの、納付したとする金額は、当該特例納付において実際に必要であった金額と大きく異なっている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

申立期間①及び②に係る国民年金保険料が滞納であるため、このままでは国民年金被保険者資格を喪失することになるとA市役所から通知が来たので、A市役所B支所に2万円を持参して一括して納付したので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料が滞納であるとの通知を受けて一括して納付したと述べていることから、その納付時期は、昭和51年3月分の納付期限後の同年5月以降になるとみられるところ、この時点で申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人に係る特殊台帳によれば、申立期間①直後の48年7月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料は、50年9月17日に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人はA市役所B支所において一括納付したと述べているところ、当時、B支所においては、過年度納付及び特例納付の収納業務を行っていないことが確認されている。

さらに、前述の特殊台帳には、申立人の住所が昭和51年2月11日にA市からC都道府県D区に変更された記録があり、A市役所B支所で納付したとする申立内容は不自然である。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から29年6月1日まで

私は、兄の紹介により、昭和28年11月1日からA社のB現場において、ベルトコンベアーのローラーの点検等を行う仕事に従事していた。

社会保険庁の年金記録によれば、申立期間は厚生年金保険に未加入となっているが、A社で働いていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に職場を紹介した同僚（申立人の兄）の記憶から、申立期間において、申立人がA社のB現場で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、申立期間当時の同社における作業員の雇用形態及び社会保険の適用について、i) 申立期間当時、当社の現場係が作業員の募集・雇用等を行っていた、ii) 現場係が雇用した作業員については当社の社員とは認識していなかったため、国民健康保険組合には加入させていたが、厚生年金保険については加入させていなかった、iii) 当社で管理している人事記録及び従業員名簿には、申立人の氏名は無いとの回答があった。

また、保険料控除についての申立人の記憶は定かでない。

なお、C県の資料により、昭和29年6月に行われたB現場の式典にA社E支店及び同社F出張所の関係者が出席していたことが確認できたことから、社会保険事務所が保管している同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いほか、同出張所は、申立期間より前に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月 21 日から 61 年 6 月 21 日まで
② 昭和 61 年 8 月 6 日から 62 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 62 年 3 月 11 日から同年 9 月 21 日まで
④ 昭和 62 年 9 月 24 日から 63 年 4 月 21 日まで
⑤ 昭和 63 年 6 月 29 日から平成元年 1 月 21 日まで
⑥ 平成元年 1 月 24 日から同年 8 月 21 日まで
⑦ 平成元年 8 月 24 日から 2 年 3 月 21 日まで
⑧ 平成 2 年 4 月 22 日から同年 11 月 21 日まで
⑨ 平成 2 年 11 月 26 日から 3 年 6 月 21 日まで
⑩ 平成 3 年 6 月 24 日から 4 年 1 月 21 日まで
⑪ 平成 4 年 1 月 24 日から同年 8 月 21 日まで
⑫ 平成 4 年 8 月 24 日から 5 年 3 月 21 日まで
⑬ 平成 5 年 3 月 25 日から同年 10 月 21 日まで
⑭ 平成 5 年 10 月 23 日から 6 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所から被保険者記録照会回答票を取り寄せたところ、同回答票に記載されていた標準報酬月額は、昭和 60 年 9 月 21 日から平成 6 年 5 月 20 日までに勤務した A 社 B 工場での給与の半分程度となっている。A 社総務部に連絡した結果、担当部署から連絡するというところで、同社が設立した C 企業年金基金から連絡があり、詳しいことを話したところ、違った報酬月額を届け出ていたことを認め、同社同工場に勤務した全期間について報酬月額を訂正するとのことになったので、給与に見合う標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険特例受給資格者証の写し及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間のほぼすべての期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも高額な給与をA社B工場から支給されていたことが推認できる。

しかしながら、A社が設立したC企業年金基金が保管する「加入員台帳」に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁の標準報酬月額の記録とすべて一致している。

また、申立人が主張する標準報酬月額との相違について、A社及びC企業年金基金は、i) 入社による資格取得時の報酬月額については、当時、ホストコンピューターで機械的に一括処理し、深夜就業等の割増賃金を含まない基準内賃金と定期券代等現物給与のみを合算した額から算出していた、ii) 期間工・季節工として入退社を繰り返した申立人の標準報酬月額については、入社による資格取得時に算出した報酬月額を基に決定された標準報酬月額となっていた期間が長かった旨説明しており、申立人に係る厚生年金保険料は、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額を基に算出した額を控除したとしている。

さらに、申立人と同じく期間工・季節工として勤務していた同僚から提出された平成2年4月分から5年11月分までの44か月分のうち39か月分の賃金明細書によると、給与総支給額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも高額であることが確認できるものの、賃金明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人と同じく期間工・季節工として、A社B工場に10回以上勤務していた同僚の標準報酬月額について、社会保険庁の記録を確認したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額となっていることは確認できず、不自然さは見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、平成2年10月及び3年10月から12月までの期間に係る標準報酬月額は、ほかの申立期間の標準報酬月額に比べ高額となっていることについて、事業主は、毎年5月から7月までの給与総支給額に基づき算出し10月に定時決定された標準報酬月額は、給与総支給額を反映した標準報酬月額となっており、当該期間についても当該標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとしている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 25 日から 51 年 2 月 1 日まで
社会保険庁から「ねんきん特別便」が届き、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の説明を受けた。

私は、申立期間には、A社に勤務し、給料から厚生年金保険料を引かれていたと記憶しているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、A社において昭和 45 年 5 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年 11 月 25 日に被保険者資格を喪失した後、同年 12 月 14 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A社は、昭和 49 年 4 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することはできない。

さらに、申立期間における厚生年金保険料控除についての申立人の記憶は定かではないことに加え、申立人と一緒にA社で勤務していたことを記憶している同僚は、「昭和 47 年ごろに、社長から厚生年金保険料を納付するのが大変だと言われ、被保険者資格を喪失した。しかし、その後も継続して勤務していた。」と述べており、前述の被保険者原票によれば、当該同僚は昭和 47 年 5 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 20 日から 35 年 8 月 31 日まで
私は、申立期間について、A商店から新聞社・印刷所に印刷用紙を配送していたB社に、運転助手として勤務していたような記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していた期間及び厚生年金保険料控除についての記憶が定かではない。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできない上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社に勤務していたと考えられる同僚6人に聴取したところ、そのうちの5人は申立人についての記憶がなく、一人は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することはできなかった。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 5 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 12 月 2 日から 40 年 11 月 28 日まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっているとのことであった。私がA社を退職したのは昭和40年4月あるいは5月ごろであり、厚生年金保険の加入期間も違っている。私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、A社を退職したのは昭和40年4月あるいは5月ごろと述べているところ、社会保険事務所が保管するA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、出産に係る現金給付記録の欄に申立人の出産年月日（昭和40年9月20日）が記録されている上、資格喪失日の1か月後の同年12月28日に健康保険証が返納された記録が確認できることから、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。